

岩手県告示第405号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成22年4月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 定期検査の対象となる特定計量器 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項に規定する計量器
- 2 定期検査を行う区域、場所及び期日

区 域	場 所	期 日
陸前高田市	当該市町村で定める場所	平成22年6月21日（午後）から同月25日（午前）まで
一関市（花泉町、東山町、大東町、千厩町、室根町及び川崎町を除く。）	〃	平成22年7月5日（午後）から同月7日まで
一関市花泉町	〃	平成22年7月8日から同月9日（午前）まで
一関市東山町	〃	平成22年7月12日（午後）
一関市大東町	〃	平成22年7月13日
一関市千厩町	〃	平成22年7月14日
一関市室根町	〃	平成22年7月15日
一関市川崎町	〃	平成22年7月16日（午前）
平泉町	〃	平成22年7月20日（午後）
金ヶ崎町	〃	平成22年7月21日
藤沢町	〃	平成22年7月22日（午後）から同月23日（午前）まで
住田町	〃	平成22年7月27日（午後）から同月28日（午前）まで
奥州市水沢区	〃	平成22年8月23日（午後）から同月26日（午前）まで
奥州市胆沢区	〃	平成22年8月26日（午後）から同月27日（午前）まで
奥州市前沢区	〃	平成22年9月1日（午後）から同月3日（午前）まで
奥州市衣川区	〃	平成22年9月3日（午後）
奥州市江刺区	〃	平成22年9月6日（午後）から同月8日まで
大船渡市	〃	平成22年9月27日（午後）から同年10月1日まで
大槌町	〃	平成22年10月13日（午後）から同月15日（午前）まで
北上市	〃	平成22年10月25日（午後）から同月28日まで
西和賀町（沢内を除く。）	〃	平成22年11月1日（午後）
西和賀町沢内	〃	平成22年11月2日（午前）
花巻市大迫町	〃	平成22年11月9日
花巻市東和町	〃	平成22年11月10日
花巻市石鳥谷町	〃	平成22年11月11日
花巻市（大迫町、東和町及び石鳥谷町を除く。）	〃	平成22年11月16日から同月19日まで

- 3 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 社団法人計量計測技術センター